

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成28年10月11日(火)午後1時30分から午後2時05分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員(8人)

会 長	6番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	谷 口 眞 一
委 員	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	豊 島 利 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	7番	羽 田 茂
委 員	8番	宮 田 一日出

農業委員会事務局職員(3人)

局 長	中 村 滋 成
局長補佐	石 神 正 夫
主 査	中 山 幹 夫

4. 欠席委員
なし

5. 傍聴者
1人

6. 議案

議案第1号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第2号	非農地証明発行可否について
議案第3号	農地改良協議に対する同意について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)
議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)
議案第6号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について
議案第7号	つくばみらい市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針(案)について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について

7. 会議の概要

1. 事務局（中村事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成28年10月の定例総会を開催いたします。それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 齊藤会長

それでは、10月の定例総会にあたり一言ご挨拶申し上げたいと思います。

定例総会の開催日が、従来の毎月25日から10日に変更となりまして本総会が最初の総会となります。毎月10日の開催というのは5月田植え時期あるいは9月の稲刈り時期とたいへん忙しい時期かと思いますが、従来同様、皆様方においては万難を排して総会への出席をお願いしたいと思います。

本総会は9月定例総会が終わってから間もないこともあり提出議案も例月よりも少なくなっておりますが十分にご審議をお願いいたします。

それから、本日は議案第7号において、農地等の利用の最適化に関する指針（案）をご提案することになっております。これも併せてご審議のほどよろしく申し上げます。

なお、本総会終了後、茨城県農業会議から年金担当職員に来てもらい農業者年金の説明をしていただくことになっております。皆様におかれましては、よく勉強して頂き農業者年金の加入促進を図っていただきたいと思います。

以上を申し上げまして、簡単ですが挨拶といたします。

よろしくをお願いいたします。

1. 事務局（中村事務局長）

本日の出席委員は、農業委員8名中8名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

それでは暫時議事を進めさせていただきます。

携帯電話については、マナーモード又は電源オフをお願いいたします。

まず議事録署名委員の選任ですが、私議長にご一任していただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしとのことでありますので、早速指名させていただきます。

1番谷口委員，2番菊地委員を議事録署名委員に選任いたします。

よろしくをお願いいたします。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせて頂きます。

議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は1件となっております。

1ページをご覧ください。受付番号1番，申請地は■■■■字■■■■番■■及び字■■■■番■■，地目は登記現況とも畑，地籍は582㎡，189㎡の計771㎡の自作地，契約内容は売買で10a当り70万円となっております。

法第3条第2項については別紙調査書のとおりとなります。譲受人は申請地で野菜の栽培を行う計画であり，また，農地法第3条第2項の各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして、現地調査を行っていますので、その報告を3番豊島委員お願いいたします。

1. 豊島委員

それでは、報告いたします。

10月4日午前9時から現地調査を行いました。

調査メンバーは齊藤会長，中山職務代理人，栗原委員，私と事務局からは中村局長，中山さんと計6名で現地調査を行いました。

この案件に係る土地の所在は裏面2ページの位置図をご覧ください。

集落にある公民館から耕地整理された田んぼの方へ下った左側，北側に位置しております。2筆になっておりますが隣接している畑です。北側の畑は耕起されたばかりです。南側の畑については低い草が生えておりましたが、手入れされているものと思いました。また、譲受人の住まいは北側道路の反対側に面しているため、耕作に便利な畑でもあり、問題はないものと思われまます。

以上でございます。

1. 議 長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第1号について質疑に入ります。

議案第1号について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、質問がないようなので議案第1号について採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により議案第1号は、許可することに決定いたします。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第2号「非農地証明発行可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

今月の非農地証明願は1件となっております。

3ページをご覧ください。受付番号1番，申請地■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記畑，現況宅地，面積は23㎡となっております。

今回提出されました受付番号1番については、茨城県が発行している農地法関係事務処理の手引き（農地転用関係）に記載されている非農地証明を証明できる範囲に該当すると考えられます。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは現地調査をおこなっていますので、4番栗原委員報告願います。

1. 栗原委員

はい、報告いたします。

齊藤会長、中山職務代理者、豊島委員、私と事務局からは中村局長、中山さんと計6名で現地調査を行いました。

地図は4ページになります。

こちらは以前に資材置場として申請されたすぐ隣の土地となります。かなり以前から宅地の一部として一体利用されており、現地の状況を見ても止むを得ないと考えます。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

報告が終了しました。それでは議案第2号について質疑に入ります。

議案第2号について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、質問がないようなので議案第2号「非農地証明発行可否について」について採決に入ります。非農地証明を発行することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により非農地証明を発行することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第3号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中山主査）

議案第3号「農地改良協議に対する同意について」に説明いたします。今月の農地改良協議に対する同意は1件となります。5ページをご覧ください。

受付番号1番、申請地大字■■■■字■■■■番地、地目は登記現況とも田、面積は7

33㎡、内容は建設発生土による客土となっております。期間は平成28年11月1日から平成29年3月31日まででございます。申請理由は、荒廃している農地に公共事業による建設発生土で客土を行い耕作できるよう農地改良を実施するものです。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

現地調査をおこなっていますので、5番中山職務代理者報告願います。

1. 中山職務代理者

ご報告いたします。現地調査メンバーは先ほどと同じです。

申請理由は、資料にもあるとおりでありますが、現地を見たところ、土地の一部が低くなっている所も多くあり、そこに建設発生土で客土するとのこと。特に問題はないものと思います。

1. 議長（齊藤会長）

報告が終了しました。それでは議案第3号について質疑に入ります。

議案第3号について、意見質問のある方の挙手を求めます。

（挙手あり）

1. 議長（齊藤会長）

羽田委員

1. 羽田委員

今の説明で申請地の所在地は6ページの地図だと思いましたが、地図の中央に点線が入っているんですが、これは何ですか。道路予定の計画線でしょうか。

1. 議長（齊藤会長）

事務局、説明をお願いします。

1. 事務局（中山主査）

はい、道路予定地の線形です。守谷小絹線の予定地となります。

1. 議長（齊藤会長）

よろしいでしょうか。外にご質問等ありますか。

(挙手あり)

1. 議 長 (齊藤会長)

宮田委員

1. 宮田委員

客土する高さはどの位ですか。

1. 議 長 (齊藤会長)

事務局, 説明をお願いします。

1. 事務局 (中山主査)

申請者から提出されている計画断面によると, 客土の厚みで一番小さい場所で75cm, 一番大きい場所で2mとなります。

1. 宮田委員

客土する土地の地権者はどなたですか。

1. 事務局 (中山主査)

筒戸地先の地元の方の所有地となっております。

1. 議 長 (齊藤会長)

よろしいでしょうか。外にご質問等ありますか。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは, 質問がないようなので議案第3号「農地改良協議に対する同意について」について採決に入ります。農地改良協議に対し同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

議案第3号については, 全員賛成により, 同意することに決定いたします。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

それではご説明いたします。7ページをご覧ください。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が8筆18,369㎡となります。畑はございません。更新は田が14筆34,247㎡,畑が2筆6,889㎡となります。合計で田が16筆41,136㎡となります。総計は田が22筆で52,616㎡,畑が2筆6,889㎡,総計が24筆で59,505㎡となります。貸手が9人,借手が7人となります。利用権開始日は平成28年11月1日と平成29年4月1日となります。詳細は8から9ページとなります。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議を進めていきます。8から9ページをご覧ください。番号8番から10番については、農業委員の宮田委員が議事参与となっております。つくばみらい市農業委員会会議規則第10条により、委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。とありますので2回に分けて採決したいと思えます。

最初に、番号1番から7番,11番から24番までを採決いたします。その後8番から10番までを採決いたします。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、番号1番から7番,11番から24番までに対し意見,質問のある委員の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは採決いたします。番号1番から7番,11番から24番までについて承認する方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により、番号1番から7番、11番から24番までを原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号8番から10番までを採決いたします。

ここで宮田委員については一時退室願います。

(宮田委員退室)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは、番号8番から10番までに対し意見、質問のある委員の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

それでは、番号8番から10番までについて承認する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により、番号8番から10番までを原案のとおり承認いたします。

宮田委員の入室を許可します。

(宮田委員入室)

1. 議 長 (齊藤会長)

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」は、原案のとおり承認いたします。資料の(案)を削除願います。

1. 議 長 (齊藤会長)

続きまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局 (石神局長補佐)

それではご説明いたします。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を総括表によりご説明いたします。10ページとなります。

新規で、田が20筆53, 403㎡, 畑が6筆5, 462㎡, 合計26筆58, 865

m²となります。更新はありません。貸し手が4人、借り手が1人となります。平成28年11月1日の利用権開始となります。詳細は11ページから12ページとなります。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）

説明が終了いたしました。こちらは一括して審議を進めていきます。意見、質問のある委員の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

質問がないので採決いたします。議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）」に承認する方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第5号は原案のとおり承認いたします。資料の（案）を削除願います。

1. 議長（齊藤会長）

続きまして、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神局長補佐）

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」、こちらについても13ページの総括表によりご説明いたします。

新規で田が20筆53,403m²、畑が6筆5,462m²、合計26筆で58,865m²となります。地権者が4名、配分を受ける者は2名となります。詳細については、14ページから15ページとなります。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは審議いたします。本件について、意見、質問のある委員の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないので採決いたします。議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」に承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第6号は原案のとおり承認いたします。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、「議案第7号つくばみらい市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（石神局長補佐）

別紙（案）をご覧ください。

農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での最適化推進委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会は農地等の利用の最適化に関する指針を定めるよう努めなければならないことになっております。このことにより今回指針をご提案するものでございます。

つくばみらい市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について読み上げて説明いたします。

「農業委員会等に関する法律」第7条第1項の規定に基づき、つくばみらい市農業委員会にかかる農地等の利用の最適化に関する指針を下記のとおり定める。

平成28年10月11日、つくばみらい市農業委員会、会長齊藤常夫

1. 遊休農地の解消について

（1）遊休農地の解消目標8ha（平成28年度目標）、62ha（平成35年度末目標）

【目標設定の考え方】

平成28年3月末時点の遊休農地面積124haを毎年8haずつ削減し、平成35年度末までに半分を解消する。

(2) 遊休農地解消のための具体的内容

農業委員と農地利用最適化推進委員の連携による利用状況調査、農地パトロール及び農地適正管理指導の実施徹底により、遊休農地の解消と新規発生を抑制を図る。又、所有者の利用意向調査の結果を踏まえ、耕作可能な条件が良い遊休農地については農地中間管理機構へ貸し付けの誘導を図り、再生困難な遊休農地においては農業委員会において非農地判断を行なう。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手の農地集積目標 2, 389ha (平成35年度末), 136ha (平成28年度集積目標)

【目標設定の考え方】

平成35年度末の担い手への農地集積目標は、つくばみらい市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(平成28年7月)に基づき、平成28年4月時点の集積面積1,298haから毎年136ha新規集積し、管内耕地面積3,620haの66%にあたる2,389haを集積目標とする。

(2) 担い手への農地集積に向けた具体的な取り組み方法

農業委員及び推進委員は地域の実情を的確に把握するため、集落の話し合いに積極的に参加するとともに、各農家の営農の意向を聞き取るために個別訪問等を実施し、担い手農家と借手農家の橋渡しを行い、農地中間管理事業を活用し担い手への集約・集積を進める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 8経営体(平成35年度末), 1経営体(平成28年度新規参入目標)

【目標設定の考え方】

つくばみらい市農業基本構想の農業経営の指標に基づく経営規模および過去3年間の新規参入状況から新たに農業経営を営もうとする青年や法人等の経営体を平成35年度末に8経営体とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

県、JA、普及センター等の関係機関との連携、情報の共有を図りながら就農支援相談および農地集積等による経営安定化のフォローアップ体制を構築する。

4. 目標の見直しについて

本指針に掲げる目標及び目標年次については、達成状況、その他社会情勢等を踏まえ原則毎年見直しを行うものとする。

以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

議案第7号つくばみらい市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）について、ご意見ご質問等がある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは採決いたします。

議案第7号つくばみらい市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）について承認される方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

議案第7号つくばみらい市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）については全員賛成により決定されました。

1. 議 長（齊藤会長）

議案は以上です。

これより報告事項となります。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（中村局長）

報告事項①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。17ページをご覧ください。

受付番号1番、譲受人、譲渡人はそちらに記載のとおりです。申請地は■■■■丁目■■番地■■，申請理由は自己住宅、地目は登記宅地現況畑，面積は200.01㎡となります。

受付番号2番、譲受人、譲渡人はそちらに記載のとおりです。申請地は■■■字■■■■番地■■及び■■■■番地■■，申請理由は自己住宅（使用貸借）、地目は登記現況とも畑，面積は6.47㎡と293㎡を合せた合計299.47㎡となります。この案件は、7月総会において自己用住宅（贈与）で申請のあった案件です。今回は、贈与から使用貸借に申請理由を変更したことにより再度の届出提出となっております。

報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。今回の合意解約は12件となります。詳細は18ページから20ページをご参照ください。

以上です。

1. 議長（齊藤会長）


以上を持ちまして議案審議はすべて終了しました。


10月定例総会を閉会いたします。

上記会議の次第を記載し、相違ないので署名捺印する。

平成28年10月11日

つくばみらい市農業委員会

議長 齊藤常夫 

議事録署名委員 谷口真一 

議事録署名委員 菊地典夫 